

朝霞市教育委員会規則第6号

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

朝霞市学校給食費徴収規則（令和2年朝霞市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「4, 700円」を「6, 000円」に、「1, 460円」を「1, 860円」に改め、同項第2号中「5, 300円」を「6, 800円」に改め、同項第3号中「4, 700円」を「6, 000円」に改め、同項第4号中「5, 300円」を「6, 800円」に改め、同条第2項第1号中「280円」を「355円」に改め、同項第2号中「315円」を「405円」に改める。

第7条第3項の表市立の小学校において学校給食を受けた者の項中「280円」を「355円」に、「4, 700円」を「6, 000円」に、「1, 460円」を「1, 860円」に改め、同表市立の中学校において学校給食を受けた者の項中「315円」を「405円」に、「5, 300円」を「6, 800円」に改める。

附則第2項の前の見出し中「令和7年度」の次に「後期」を加え、同項中「令和7年4月」を「令和7年10月」に、「令和7年度給食費」を「令和7年度後期給食費」に、「令和5年朝霞市教育委員会規則第1号。以下「令和5年一部改正規則」」を「令和7年朝霞市教育委員会規則第1号。以下「令和7年一部改正規則」」に改め、同項第1号中「4, 200円」を「4, 850円」に、「1, 300円」を「1, 500円」に改め、同項第2号中「4, 800円」を「5, 550円」に改める。

附則第3項中「令和7年度給食費」を「令和7年度後期給食費」に、「令和5年一部改正規則」を「令和7年一部改正規則」に改め、同項の表市立の小学校において学校給食を受けた者の項中「249円」を「288円」に、「4, 200円」を「4, 850円」に改め、同表市立の中学校において学校給食を受けた者の項中「285円」を「330円」に、「4, 800円」を「5, 550円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費の還付については、な

お従前の例による。